

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長・変更）

要望元：政策統括官付地域作物課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> 加糖調製品								
改正要望の内容		<p>○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項</p> <p>○具体的な内容</p> <p>TPP11 及び日 EU・EPA 交渉の結果、輸入加糖調製品に関税割当の設定等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、「総合的なTPP等関連政策大綱（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定。以下「TPP大綱」という。）に基づき、TPP11 発効時に、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「糖価調整法」という。）及び関税暫定措置法が改正・施行され、糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加され、調整金徴収対象の輸入加糖調製品（20ライン）に暫定税率を設定し、これを調整金に置き換えて徴収している。</p> <p>TPP11 発効後の暫定税率については、TPP11 税率の設定状況等を踏まえて設定しているところであり、糖価調整制度の安定的な運営を維持するため、加糖調製品から適切に調整金を徴収し、国内産糖への支援等に充当する調整金収入の拡大が可能となるよう、令和3年度も TPP11 税率の設定状況等を踏まえて暫定税率を延長又は引き下げる必要がある。</p>								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
		別紙参照								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		<p>○施行期日 令和3年4月1日</p> <p>○適用期間 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日</p>								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>加糖調製品は、平成2年の輸入自由化以降、その輸入量は増加傾向にある。このような状況の下で、TPP11 及び日 EU・EPA 交渉の結果、輸入加糖調製品に関税割当の設定や関税削減・撤廃をすることになったため、安価な加糖調製品の輸入が増大し、国内で生産される砂糖需要の浸食が進行することで、原料となるさとうきびやてん菜の持続的な生産基盤を支えている糖価調整制度の安定運営に支障を生ずることが懸念される状況となった。</p>								

	<p>このため、平成 29 年 11 月に公表された TPP 大綱において、甘味資源作物について「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。」とされたことから、TPP 大綱を受けて国会に提出され、平成 30 年 6 月 29 日に可決・成立した TPP 整備法において、糖価調整法及び関税暫定措置法が改正され、TPP11 の発効日から、糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加され、加糖調製品から現行の関税率の範囲内で調整金を徴収し、糖価調整制度の安定的な運営を図るよう措置された。</p> <p>糖価調整制度は、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としているところ、加糖調製品からの適切な調整金収入を確保し、これを財源として、国内産糖への支援に充当することなどを通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化し、糖価調整制度の安定的な運営を図ることとしている。</p> <p>TPP11 発効時の暫定税率については、1 年目の TPP11 の関税割当の枠内税率や関税削減・撤廃税率の設定状況等を踏まえて設定したところ。糖価調整制度の安定的な運営を維持するため、加糖調製品から適切に調整金を徴収し、国内産糖への支援に充当する調整金収入の拡大が可能となるよう、3 年目の TPP11 税率の設定状況等を踏まえて、調整金徴収対象 20 ラインのうち、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) TPP11 及び日 EU・EPA 交渉の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される 6 ラインについては暫定税率の引き下げ、 (2) その他の 14 ラインについては暫定税率の延長 <p>を昨年度に行った。</p> <p>② 問題点</p> <p>TPP11 税率の設定状況等を踏まえて暫定税率を引き下げていくことにより加糖調製品からの調整金収入を確保することを前提に、当該調整金収入を財源として、国内産糖への支援に充当すること等を通じて国内で生産される砂糖の競争力を強化していく制度設計がなされているところ。</p> <p>暫定税率を廃止して WTO 譲許税率に戻した場合、又は暫定税率が据え置きとなった場合、想定する調整金収入の確保ができず、法改正の趣旨が達成できない。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>暫定税率を廃止して WTO 譲許税率に戻した場合、又は現在の暫定税率が据え置きとなった場合、適切な調整金収入の確保ができず、加糖調製品からの調整金収入を財源として、国内産糖への支援に充当すること等により糖価調整制度を安定的に運営する、という法改正の趣旨が達成できない。</p> <p>このため、糖価調整制度の安定的な運営を維持するため、加糖調製品から適切に調整金を徴収し、国内産糖への支援等に充当する調整金収入の拡大が可能となるよう、令和 3 年度も TPP11 税率の設定状況等を踏まえて暫定税率を延長又は引き下げる必要がある。</p>

	<p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>TPP11 及び日 EU・EPA 発効を踏まえ、今後、毎年関税割当枠の漸増や関税の漸減により安価な加糖調製品の輸入の増大が見込まれることから、TPP11 及び日 EU・EPA 税率が下がりきる協定発効 11 年目まで当該税率の設定状況等を踏まえて暫定税率を引き下げていくことにより、現行の WTO 譲許税率の範囲内で適切に調整金を徴収することが必要となる。その後は、情勢を踏まえつつ暫定税率を維持し、今後の更なる関税削減に柔軟に対応できるよう措置しておく必要がある。</p>
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>加糖調製品から確実に調整金収入を確保することで、当該調整金収入を財源として、既存の指定糖に対する調整金を軽減することや国内産糖への支援に充当することなどにより、砂糖と加糖調製品との価格差の縮小等を通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化し、糖価調整制度の安定的な運営を図ることに寄与する。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>—</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>暫定税率を廃止して WTO 譲許税率に戻した場合、又は現在の暫定税率が据え置きとなった場合、想定する調整金収入の確保ができず、加糖調製品からの調整金収入を財源として、国内産糖への支援に充当すること等により糖価調整制度を安定的に運営するという法改正の趣旨が達成できない。</p> <p>このため、糖価調整制度の安定的な運営を維持するため、加糖調製品から適切に調整金を徴収し、国内産糖への支援等に充当する調整金収入の拡大が可能となるよう、令和 3 年度も TPP11 税率の設定状況等を踏まえて暫定税率を延長又は引き下げる必要がある。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>TPP 大綱において、甘味資源作物について「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。」とされた。TPP 大綱を受けて国会に提出され、平成 30 年 6 月 29 日に可決・成立した TPP 整備法において、糖価調整法及び関税暫定措置法が改正され、TPP11 の発効日から、加糖調製品から現行の関税率の範囲内で調整金を徴収し、これを財源として、国内産糖への支援に充当することなどを通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化し、糖</p>

	<p>価調整制度の安定的な運営を図るよう措置された。</p> <p>令和元年12月5日にTPP大綱が改訂され、甘味資源作物について、「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき、加糖調製品からの調整金を徴収し、砂糖の競争力強化を図るとともに、着実に経営安定対策を実施する。」と記載され、糖価調整制度の安定的な運営を着実に図るよう措置されたところ。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律】</p> <p>輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施。</p>
--	--

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>加糖調製品についての暫定税率は、TPP整備法の中で、糖価調整法の改正時に併せて関税暫定措置法を改正し、設定されているところ。昨年度は、3年目のTPP11税率の設定状況等を踏まえて、調整金徴収対象20ラインのうち、6ラインについて暫定税率の引き下げ、14ラインについては暫定税率の延長を行った。</p>
<p>措置による効果</p>	<p>「①改正によって期待される効果」と同じ</p>

No.	税号	統計区分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 関税率	備考
				基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
18.06	1808.10	110	【ココア及びその調製品】 チョコレートその他のココアを含有する調製食品 ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	35%	25.8%	無税	35%	24.4%	無税	29.8%	
1808.20	112	1 砂糖を加えたもの — 上記の含有量が全重量の50%以上のもの その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粒状、錠状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装したものの場合。)									
2	1808.32	121	2 その他のもの (1) 砂糖を加えたもの A チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、錠状又はペースト状の調製品 — チューインガムその他の砂糖菓子及び上記の含有量が全重量の50%以上のもの B その他のもの — 上記の含有量が全重量の50%以上のもの	35%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%	
3	1808.32	121	2 その他のもの(塊状、板状又は棒状のものに限る。)(うち植物を含有しないもの)	28%	25.0%	無税	28%	24.0%	無税	28%	
4	1808.90	212	2 その他のもの (1) 砂糖を加えたもの — チューインガムその他の砂糖菓子及び上記の含有量が全重量の50%以上のもの その他のもの	35%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%	
5	1808.90	212	2 その他のもの (2) その他のもの A 砂糖を加えたもの — チューインガムその他の砂糖菓子及び上記の含有量が全重量の50%以上のもの	35%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%	
20.05	2005.40	191	【野菜、果実、ナットその他の植物物の部分の調製品】 調製し又は保存に達する処理をしたその他の野菜(冷凍していないものに限るとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に達する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。)	28%	1.0%	無税	28%	1.0%	無税	23.8%	
2005.51	191	えんどう(ビズム・サチウム) 1 砂糖を加えたもの (2) その他のもの — 上記の含有量が乾燥状態において全重量の50%以上のもの									
6	2005.51	191	さきげん又はいんげんまめ属の豆のうち、さやを除いた豆	28%	1.0%	無税	28%	1.0%	無税	23.8%	
7	2005.51	191	1 砂糖を加えたもの (2) その他のもの — 上記の含有量が乾燥状態において全重量の50%以上のもの	28%	1.0%	無税	28%	1.0%	無税	23.8%	
21.01	2101.11	110	【コーヒー調製食品】 コーヒー、英文はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、英文はマテをもととした調製品並びにチコロその他のコーヒー代用物(いったものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品 エキス、エッセンス及び濃縮物	24%	16.9%	15%	24%	14.5%	15%	24%	
2101.12	111	1 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品 (1) 砂糖を加えたもの — 上記の含有量が全重量の50%以上のもの									
8	2101.11	110	1 砂糖を加えたもの — 上記の含有量が全重量の50%以上のもの	24%	16.9%	15%	24%	14.5%	15%	24%	
9	2101.12	111	1 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品 (1) 砂糖を加えたもの — 上記の含有量が全重量の50%以上のもの	24%	1.0%	15%	24%	1.0%	15%	24%	
10	2101.11	246	2 コーヒーをもととした調製品 (2) その他のもの A 砂糖を加えたもの (b) その他のもの	35%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%	
18.01	1801.90	219	【穀物、穀物、でん粉又はその調製品及びベーカリー製品、各種の調製食品】 麦芽エキス並びに穀物、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品(ココアを含有するものについては完全溶解したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品(ココアを含有するものについては完全溶解したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るとし、他の項に該当するものを除く。)	35%	26.6%	無税	35%	25.5%	無税	29.8%	
1801.90	219	その他のもの 2 その他のもの (1) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品 A 砂糖を加えたもの (b) その他のもの									
11	2106.90	284	調製食品(他の項に該当するものを除く。)	35%	26.6%	無税	35%	25.5%	無税	29.8%	
12	2106.90	284	その他のもの (2) その他のもの E その他のもの (a) 砂糖を加えたもの ハ その他のもの (b) その他のもの ① 乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの	35%	26.6%	無税	35%	25.5%	無税	29.8%	
20.08	2008.99	218	【各種の調製食品】 果実、ナットその他の植物物の食用の部分(その他の調製し又は保存に達する処理をしたものに限るとし、砂糖中の甘味料又はアルコールを加えてあるもの(イ)を除く。他の項に該当するものを除く。)	30%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%	
2008.99	218	その他のもの 2 その他のもの (1) 砂糖を加えたもの B その他のもの									
13	2101.20	246	コーヒー、英文はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、英文はマテをもととした調製品並びにチコロその他のコーヒー代用物(いったものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品	35%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%	
14	2106.10	246	茶又はマテをもととした調製品 (2) その他のもの A 砂糖を加えたもの (b) その他のもの	35%	1.0%	無税	35%	1.0%	無税	29.8%	
15	2106.10	219	調製食品(他の項に該当するものを除く。)	35%	15.3%	無税	35%	13.4%	無税	21%	
16	2106.90	252	たんぱく質濃縮物及び凝縮したたんぱく質(異性物質) 2 その他のもの (1) 砂糖を加えたもの B その他のもの	35%	15.3%	無税	35%	13.4%	無税	21%	
17	2106.90	281	その他のもの (2) その他のもの イ 右たんにし又はそのエキス含有する飲料のもと — 上記の含有量が全重量の50%以上のもの	28%	1.0%	20%	28%	1.0%	20%	28%	
18	2106.90	281	ハ その他のもの (b) その他のもの 1 小売用の容器入りとしたもので、容器ごとの1個の重量が500グラム以下のもの	30%	1.0%	無税	30%	1.0%	無税	29.8%	
18	2106.90	282	II 上記の含有量が全重量の85%以上のもの(小売用の容器入りとしたもの(容器ごとの重量が500グラム以下のものに限る。))成分に変更を加えることなく小売用の容器入りとしたもの(容器ごとの重量が500グラム以下のものに限る。))に糖質が添加で定めず手続により証明されたもの及び糖質濃縮物が1キログラムにつき25円を超えるものを除く。	90円/kg	1.9円/kg	無税	90円/kg	1.9円/kg	無税	76.50円/kg	
19	2106.90	510	III その他のもの (a) その他のもの — 砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの	30%	1.0%	無税	30%	1.0%	無税	29.8%	
20	2106.90	590	— その他のもの	30%	1.0%	無税	30%	1.0%	無税	29.8%	